

富津市法定外道路舗装工事に関する基準について

建設経済部 建設課

1 富津市が管理する道路について

富津市が管理する道路は大きく2つに分類されます

道路法に基づき認定された道路

市 道

不特定多数の利用がある

赤道や開発行為等により整備され
市へ帰属された道路など

法定外道路

より市民生活に密着した道路
であり利用者が限定される

2 道路の維持管理の方針

市 道

道路法に基づき市が維持管理を行います

法定外道路

利用者が限定されるため
日常の維持管理については道路の利用者へ
ご協力をお願いしており、碎石の補充など
維持管理に必要な支援を行っております

この方針に基づき法定外道路の舗装等は実施していませんでしたが、今まで多くの舗装要望を受けこの度、『富津市法定外道路舗装工事に関する基準』を作りました

3 富津市法定外道路舗装工事に関する基準

通勤、通学、買物などの一般通行に利用されている法定外道路（ほ場整備区域を除く）において、条件に合致した道路については、工事対象路線として予算確保に努めてまいります

- (1) 地元区からの要望であること（反対者がいないこと）
- (2) 法定外道路に出入口を有する、所有者の異なる居住している家屋が2軒以上あること。また通り抜けが出来ない行き止まり道路においては3軒以上あること
- (3) 道路境界が確定され道路区域が明確になっていること。
- (4) 道路幅員は、1.8メートル以上であること。
- (5) 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設が存在しないこと。
- (6) 側溝が敷設されている等、排水の処理が適切であること。
- (7) 予算の範囲内において、対応可能であること。